

## 令和元年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和元年12月13日  
開催年月日 令和元年12月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真  
閉会時刻宣告者 14時09分 事務局長 玉川 真  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

### 会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請4件について
- (2) 農用地利用集積計画3件について
- (3) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきありがとうございます。ご

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今年も残すところということになりました。一年間皆様のご協力がございまして、何事もなく行うことができありがとうございました。新しい年も、元気で送りたいと思います。

○事務局 ありがとうございました。早速会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長の席を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席人数は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がございませんので、よって、議事録署名人、9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員を指名いたします。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請4件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件について議題とします。

農地法第5条番号1、—————氏所有の農地を—————

—————氏が進入路へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、—————、—————

—————さん。譲渡人、住所・氏名、—————

—————、—————さん、—————

—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字—————、—————、—————、  
地目はすべて畑、面積は上から9.91、39、49の合計97.91平方メートルの3筆です。転用の  
目的は進入路です。権利の内容は、賃借権となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、  
長瀬町消防団第2分団第3部詰所の東側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在の事業所を移転するにあたり新事業所への国道からの進入  
路が狭く解りづらい為、新しいわかりやすい進入路とバスなどの大型車両の駐車場が必要と  
なった。申請地は畑ではあるが、その条件に適した土地であった為申請に至ったというこ  
とです。

次に、計画の内容ですが、裏面の平面図と断面図もごらんください。土地造成は97.91平  
方メートルです。次に資金計画ですが、—————  
—————。現在お返ししています申請書に、—————  
—————が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区  
域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域  
等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地  
と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、国道140号  
線、町道矢那瀬5号線、町道矢那瀬9号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 はい。先日ですね、浅見さんとそれから野原新平さんの三名でこの現地に行

きました。場所は皆さんご存じだと思うのですが、旧セブンイレブンのあった手前ですね。その所です。ちょっと勾配になっているのですが、この依頼者のバスではいるには国道がすぐ面しているので立地条件としてはいいと思います。ただ、少し勾配になっていますので盛り土でもすれば進入路と宅地部分はバスの駐車場になると思いますね。そういうことで問題ないと思います。以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

5番、野原新平委員の説明をお願いします。

○5番野原新平委員 はい、5番野原です。

12月18日に事務局の浅見さんと推進委員さんの染野さんと三人で現地を見てまいりました。現地はですね、染野委員の話したとおり国道140号線沿いで、旧セブンイレブンの西側に面しています。周りは国道と旧の国道と秩父鉄道に挟まれていて、東西には宅地や跡地と耕作されていない農地がありまして、今後、駐車場と進入路として使うのであれば周りに迷惑はかからないし、何の支障もないと思います。それにいつも草が生えていた所なので、景観もよくなるし土地活用としてもいいんじゃないかなと思いますので、私としては許可してもよいのではなかろうかと考えておりますが、皆様方のご審議をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長 野原新平委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法第5条番号2、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、\_\_\_\_、\_\_\_\_  
\_\_\_\_さん。譲渡人、住所・氏名、\_\_\_\_、\_\_\_\_さ  
ん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字\_\_\_\_、\_\_\_\_、地目はどちらも  
畑、面積は上から164、196の合計360平方メートルの2筆です。転用の目的は自己用住宅で  
す。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、\_\_\_\_区内、長瀬  
上区公会堂の西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在借家にて暮らしてしておりますが、将来を見据え、自己用住宅の建  
設を考えておりました。\_\_\_\_の叔父である申出人に相談したところ、申出地への住宅を了  
承して頂きました。実家の近隣地であるため、子育てにも心強く、また、将来的に実家の面  
倒も看られるため、申請いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は360平方メー  
トルです。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は65.83平方メートル、排水処理方法は公共  
下水道となります。次に資金計画ですが、\_\_\_\_  
\_\_\_\_ということです。現在お返ししています  
申請書に、\_\_\_\_が添付されてお  
りますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域で  
も市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等  
にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判  
断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、認定外の2項道  
路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。中井です。18日に事務局の浅見さんと農業委員の堀口さんと三人で現  
地確認に行きました。場所は\_\_\_\_区内で浅見さんの説明があったとおり長瀬上区公会堂  
から西側に150mくらいのところにある農地です。少し進入する道路が狭いんですが、後は  
問題ないと思います。以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 はい。11番堀口です。

12月の18日に事務局の浅見さん推進委員の中井さんと立ち会いました。場所は先ほどからお話のありましたところで、長瀬上区公会堂から西側の所でありまして、この土地は畑なんですけど、よく除草されていて管理されている土地です。この土地の東隣が—————でありまして、北側、西側には今住宅があるところで、他の農地にも影響を及ぼさない所だと思いますので、問題ないと思います。皆様方の審議をよろしくをお願いします。

○議長 堀口榮一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法第5条番号3、————氏所有の農地を————氏が自己用住宅へ転用するための許可申請ついて、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、————、————さん。譲渡人、住所・氏名、————、————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字————、地目は畑、面積は413平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅です。権利の内容は、使用貸借権となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、多宝寺の北西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、子供と妻の3人家族でアパート住まいですが、子供の成長と共に手狭になってきた為、親の土地を借りて自己用住宅を建築したいということです。



本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法第5条番号4、——氏所有の農地を——  
——氏が資材置場へ一時転用するための許可申請ついて、審議いたします。  
——におかれましては、申請者となるため、審議の間、退席をお願いします。

(——退席)

○議長 事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第1号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、——、——  
——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は1,213平方メートルの1筆です。転用の目的は資材置場で一時転用です。権利の内容は、賃借権となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、武野上神社の南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、町より幹線23号線側溝整備工事を受注した為、工事中に伴う資材や重機の置場を近隣で探したが都合の良い土地が見つからなかった為、畑ではあるが貸して頂くことが決まった為申請するものということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は1,213平方メートルです。利用計画は資材置場としてロングU型側溝、粒調砕石(りゅうちょうさいせき)、再生砕石、ユニック車、ユンボなどを置く計画です。

次に、資金計画ですが、——  
——。現在お返ししています申請書に、——  
——が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため農用地区域内農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然

公園の普通地域内にあり、町道幹線23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。これも18日に事務局の浅見さんと農業委員の福島さんと三人で現地確認に行きました。ここは———区にある土地で———の土地ですね。資材置場ということで碎石とか置くらいなので後で使うのにきれいにとってもらえば使うのに問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 はい、3番福島です。

ここは小菅さんの土地なので、私が代わりに中井さんと事務局の浅見さんと18日に現地調査に行ってきました。ここは武野上神社の前の通りで小学校に向かって通学路なんですよ。町の側溝工事ですから側溝が広がれば新しく両側にできた4軒ある方も流せるようになって便利になるとおもいます。この申請地も広々としていて資材を置いてまったくご近所に迷惑ないと思いますので。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

#### ◎農用地利用集積計画3件について

○議長 議案第2号 農用地利用集積計画3件について、議題といたします。

番号1から番号3について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第2号 農用地利用集積計画について説明いたします。

番号1、借受人住所・氏名、長瀨町大字————、————さん、貸付人住所・氏名、————、————さん。————、————さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字矢那瀬字————、地目はいずれも台帳、現況ともに畑。面積は965平方メートルの1筆となります。利用権の種類は、賃借権の設定となります。下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、矢那瀬集落農業センターから東南に約200mの場所です。

次に、内容は、ブルーベリー等低木果樹作付けとなります。労働力は男1人、本人、女1人妻です。農業従事日数は100日。農用機械の所有状況は、ハンマーモア1台、草刈機2台、トラクター1台、耕耘機1台となります。始期、存続期間については、令和元年12月25日から令和6年11月30日までの5年間です。借賃は9,650円で支払い方法は銀行振込となります。

なお、借受人の————さんはご実家の長野県小幡市に親族が所有する農地があり、そこでの農業経験もあり。また、現在美里町でご自身で農地を借り、耕作もしております。

以上で番号1の説明を終わります。

続きまして番号2と番号3については同じ借受人でありますのであわせてご説明致します。番号2、番号3の農用地利用集積は、昨年からの継続案件で更新の為に手続きを進めていましたが、提出書類が期日までに揃わず更新が間に合いませんでしたが、このたび手続き書類が揃いましたので改めて再設定として取り組むものです。

番号2、借受人住所・氏名、————、————さん、貸付人住所・氏名、————、————さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字本野上字————、————、————、————、————、地目はいずれも台帳、現況ともに畑。面積は上から1,415、884、238、350、153の合計3,040平方メートルの5筆となります。利用権の種類は、使用賃借権の設定となります。次に、内容は、そば栽培です。始期、存続期間については、令和2年1月1日から令和2年12月19日までの11ヶ月です。下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、下山集落農業センター北西の場所です。

以上で番号2の説明を終わります。

つづきまして番号3、借受人住所・氏名、————、————さん、

貸付人住所・氏名、—————、—————さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字本野上字—————、大字本野上字—————、—————、—————、—————、—————、—————、—————、地目はいずれも台帳、現況ともに畑。面積は上から869、158、38、4.03、14、2.17、568、945、99、829の合計3,526.2平方メートルの10筆となります。利用権の種類は、使用貸借権の設定となります

次に、内容は、そば栽培です。始期、存続期間については、令和2年1月1日から令和4年12月19日までの2年11ヶ月です。—————区内、長瀬町役場の北西の場所です。

以上で番号3の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより番号1に対する質疑と採決を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号1は申し出のとおり決定いたします。

つづきまして番号2に対する質疑と採決を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号2は申し出のとおり決定いたします。

つづきまして番号3に対する質疑と採決を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号3は申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号3は申し出のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、1月の委員会日程でございます。1月の委員会は、27日月曜日としたいと思っております。また、委員会終了後は新年会を予定しておりますが、時間は午後1時30分からで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、1月27日、月曜日、午後1時30分から行います。

事務局から他に何かございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法第4条の1件と農地法第5条の1件は、令和元年12月17日付けで許可となりました。農地法第5条のもう1件につきましては追加資料の提出依頼があったため、転用許可が遅れております。

また、農業委員会の開催通知と併せて送付させていただきましたが、今年度も開催されます農業委員会秩父郡市協議会農業委員等研修会について、出欠席を確認させていただきたいと思っております。日程等につきましては、令和2年1月17日、金曜日、午後3時より、農園ホテルにて研修会、その後、午後5時15分から懇親会を予定しております。会費は5,000円になります。この研修会に出席できない方は、12月中に事務局までご連絡をいただきたいと思っております。出発時間等につきましては、後日改めてご連絡させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 以上で本日の議題は終了いたします。これで、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 2 時 0 9 分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和元年12月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 坂 上 良 資

署名委員 田 端 久 子